

木造住宅建築の墜転落災害を防止しよう

Chapter.7

現場管理者の法的責任(2)

- ①木造建築現場の統括管理
- ②注文者の法的責任

講師 小松泰彦(建災防セーフティエキスパート)

一般社団法人 日本木造住宅産業協会

② 具体的な取組み例

元請会社の工事監督が現場に常駐できない木造建築工事では「現場の統括管理」に困難がともなう。各社により取組みが異なるが、いくつかの対策を見てみよう。

① 支店・営業所に安全管理の責任者を置き巡回管理する例

支店や営業所の工事責任者を「元方安全衛生管理者」等に指名して現場の統括管理を巡回して行わせている会社がある。

元方安全衛生管理者(P59参照)は、統括安全衛生責任者を補佐して安全衛生の技術的事項を管理するスタッフである。本来は大規模現場で選任するこの役割を、支店や営業所単位で選任して、現場を巡回しながら統括管理を行うのである。

② 現場に「安全日誌」などを置き巡回時に確認・指導する例

特定元方事業者の責務として「作業場所の巡視(則637)」が定められている。そこで安全日誌などを現場に置き、工事監督が巡回時に確認し、必要な安全上の指示や、作業間の連絡調整を図っている例もある。

③ ウェブカメラ等の活用により安全確認をする例

最近ではウェブカメラ等で現場の施工状況を確認する会社もある。主に現場の防犯や進捗管理を目的に使われることが多いが、現場のライブ配信映像は、不安全箇所や不安全行動の監視や高倍速による確認も可能で、安全管理にも活用できる。

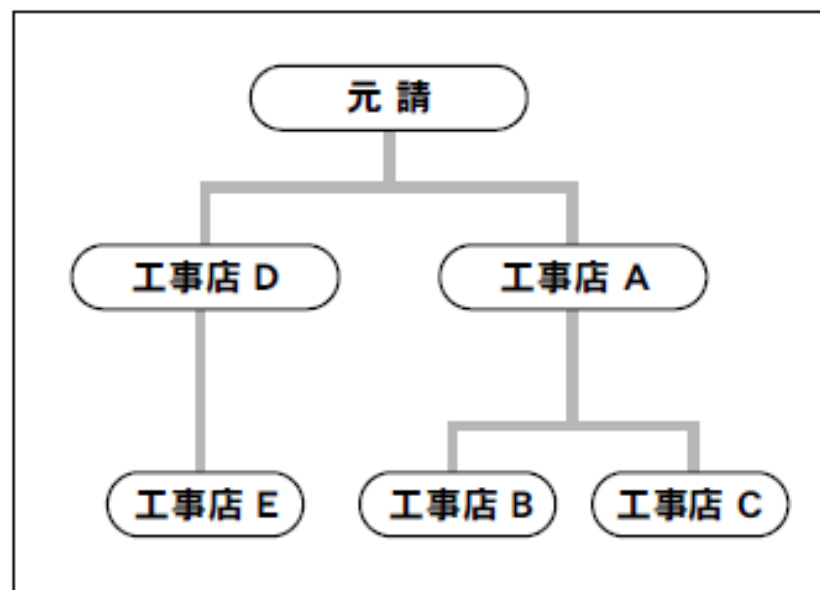
5-5 注文者の法的責任(法31)

建設業を自ら行う注文者は、工事店に建設物、設備、機械等を提供する時は、労働災害を防止するための措置を行わなければならない(法31-1)。注文者が数次の時は、最上次の注文者がこの措置を行う(法31-2)。木造建築に係るものは主に以下のものである。

- くい打機及びくい抜機(則644)
- 型枠支保工(則646)
- 足場(則655)
- クレーン等(則656)

①足場を元請が注文した場合

元請が外部足場を工事店Aに注文して組立て、元請及び工事店A,B,C,D,Eが使用する場合、最大積載量の表示や注文者による足場の点検(105ページ参照)等、則655に定める安全措置を元請が注文者として実施し、足場を使用する作業が終了するまでの間、点検及び修理等の記録を保存しなければならない。



②工事店が移動式クレーンを注文した場合

工事店Aが移動式クレーンを持ち込み工事店B,Cに使用させる場合、そのクレーンは法の規格等に適合するものとする等、則656に定める注文者としての安全措置を工事店Aが実施する。